

## 富裕層の相続 ～改正相続法の施行を目前にした対策と税理士の基本的なスタンス～

税理士

森 専三郎

### 目次

1. はじめに
2. 平成 25 年度税制改正
3. 相続税対策の実際  
質疑応答

#### 1. はじめに

富裕層もそうでない層も、基本的な相続対策は変わらない。本日はこれまでの経験を踏まえてお話ししたい。用意した資料の巻末に成年後見制度について記した。私も第三者の成年後見人を務めており、注意点などについてふれたい。

税理士は資産税も手掛けるが、全国の税理士 7 万人すべてが手掛けるわけではない。相続の申告は全国平均で 1 事務所あたり年間 0.7 件である。2015 年 1 月からの相続税法改正については、相続税申告が増えるため「税理士のバブル」との声も聞かれる。税理士として留意する点を併せて説明したい。

過去税理士が勧めてきた相続対策の中で、私が最も汚点と感じているのは養子縁組である。現在では相続税法上、養子は実子がいれば 1 人、いなければ 2 人までと、法定相続人として計算できる人数に制限がついている。以前、制限がなかった当時は、一部の税理士は何件も養子縁組を勧めた。養子縁組をすれば基礎控除が増える。税率は下がり、相続税は安くなる。ところが民法では養子は実子の扱いとなるので、相続の権利があり法定相続分があるため、相当揉め事も多い。本来、将来の家族にとって幸せで、いがみ合わない暮らしを目指し、争いを避けることも税理士の役目であり、全体を見通した所見を持たなければならない。資産税に特化した税理士もいるが、いわゆる「争続」を避けるスタンスを前面に打ち出した税理士も出てきており、良い傾向だと思う。

#### 2. 平成 25 年度税制改正

最初に相続税の計算構造について説明する。これは一般の方に相続税を説明する際に使用する図である。(1 ページ、後掲、以下同じ)

相続税が最も理解されていないと感じるのは、一般の方は相続財産に単純に税率を掛けてしまうことである。相続税は相続財産に前 3 年分の贈与額を足し合わせ、そこから債務や基礎控除等を差し引いて

課税される遺産総額を出し、相続する各人の法定相続分を出してから累進税率で相続税額を決定する。算出された各人の税額を足し合わせて相続税の総額を出し、その後各人の取得分に比例して、各人が負担する相続税額が決まる。

平成 25 年度（13 年度）税制改正のうち、相続税は 26 年と 27 年からのスタートの 2 つに分かれた。27 年 1 月からは相続税の基礎控除額の引き下げ、相続税率・贈与税率の引き上げ等が予定されている（2 ページ）。贈与税率については 20 歳以上の者が直系尊属から受けた場合では減額部分があり、暦年贈与をどう使うか絡めることを考えると興味深い。未成年者控除額や障害者控除額は引き上げられる。

特定居住用宅地等に関する改正では、対象面積が 240 m<sup>2</sup>から 330 m<sup>2</sup>に拡大される。東京でこの面積の宅地を所有する人は極めて少ないと私は考えるのだが、恩恵を受ける人もいるのだろう。

また、従来は選択適用であった特定居住用宅地等と特定事業用宅地等との併用が可能になり、合計で 730 m<sup>2</sup>までの適用が可能になる。ただし、事業等と言っても「貸付事業用宅地等」の場合には注意が必要である。貸付事業用宅地等の上限面積は 200 m<sup>2</sup>であり、現行通り調整を行う必要がある。例えば特定居住用宅地等で 330 m<sup>2</sup>の減額を適用したら、貸付事業用宅地等の方には減額は使えなくなる。

相続税率の改正内容（3 ページ）と、増税部分をグラフに示した図（4 ページ）を挙げた。

贈与税率の改正内容（5 ページ）と、直系尊属から 20 歳以上の相続人への贈与に関する税率構造の変化と（6 ページ）、その他の場合の贈与税の変化をグラフに示した（7 ページ）。

一方、26 年 1 月からスタートした改正では、居住用宅地の適用要件が緩和され、二世帯住宅の扱いが注目される（8 ページ）。上下二階に分かれた住居の場合、従来は階段など内部で行き来ができない構造は二世帯住宅と見なされなかった。しかしこの要件が緩和され、内部は仕切られていても二世帯住宅と見なされるようになった。注意したいのは区分登記をしている場合には、二世帯住宅の適用外とされている点である。共有登記、ないしは単独登記であれば適用となる。

老人ホームについても扱いが変わった。被相続人が老人ホームに入所した場合、従来は本人が戻る場所を確保しておくことを条件としていたが、そうした要件は緩和された。介護のために老人ホームに入ったものであり、空き家となった住居が賃貸に回されていなければ、もとの住宅は居住用財産として認められるようになった。

また教育資金の一括贈与が非課税となった（9 ページ）。30 歳未満の受贈者の教育資金とするため、直系尊属が金銭等を拠出し、信託銀行等の金融機関に信託した場合に、受贈者一人につき 1500 万円まで非課税となる。相続税の観点からは、孫に渡した部分が相続財産額から除かれるところがポイントである。孫が 6 人いれば 9000 万円に上る。

平成 22 年度（2010 年度）税制改正は大きな改正であった。4 階建ての建物を建築して、自分が最上階に居住し、残りの 1～3 階部分は賃貸に回しているケースを考えよう（11 ページ）。小規模宅地等の特例で減額の対象となるが、以前は居住していれば 240 m<sup>2</sup>の敷地すべてが 80%減額の対象となったが、現在は例のような 4 階建てであれば、25%が居住物件で 80%減額、75%は貸家として 50%減額の対象として考えられる。一見、合理的であるが、現実には合っていないというのが私見である。このような物件は、多くの場合には殆どが借入による建築である。お金がないのに税金を払わねばならない事態が予想される。今後はこうした事情を見込んだ上で、借金をしても建築すべきかどうかを考えねばならない。

遺産を親子で相続し、10%は配偶者、90%は子供の相続とするケースを考えよう（10 ページ）。配偶者の相続分については 80%減額で、同居していない子供の相続分は減額が適用されないため敷地は 100%評価となる。こちらの例でも、改正以前であれば敷地全体が居住用として 80%減額の対象であった。22 年度改正は静かに進行したが、税負担は大きくなったのである。

なおいわゆる「家なき子」と呼ぶ小規模宅地等の取り扱いの特例をご存じであろうか。別居している子供など非同居親族でも、相続前３年以内に日本国内にある自己または自己の配偶者の所有する家屋に居住したことがない、いわゆる「家なき子」ということであれば、特例の適用を受けることができる可能性がある。